

令和8年7月21日施行 危険運転致死傷罪等の主要内容

危険運転致死傷罪

飲酒運転

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑
- ※ 現行要件に加え、追加要件に該当する場合も適用となる

現行

アルコールの影響で正常な運転が困難



改正 **追加要件**

血液1ミリリットル中 **1.0** ミリグラム以上 または
呼気1リットル中 **0.50** ミリグラム以上のアルコールを身体に保有



高速度運転

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑

新設

- ・ 最高速度が60km/h以下の道路
↳ 最高速度を時速 **50** キロ超過
- ・ 最高速度が60km/hを超える道路
↳ 最高速度を時速 **60** キロ超過

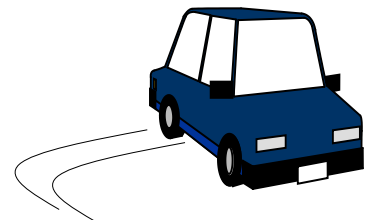


ドリフト走行

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑

新設

殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、
進行制御困難な状態にさせる運転



道 路 交 通 法

酒酔い運転

- ※ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ※ 現行要件に加え、追加要件に該当する場合も適用となる

現行

アルコールの影響で正常な運転ができない恐れのある状態



改正 **追加要件**

血液1ミリリットル中 **1.0** ミリグラム以上 または
呼気1リットル中 **0.50** ミリグラム以上のアルコールを身体に保有

